

審 査 基 準

平成 6年10月 1日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第78条第5項
処 分 の 概 要 : 道路使用許可証の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官を含む。)
法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第12条 (道路使用許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3日以内 (行政庁の休日は含まれない。)
申 請 先 : 警察署、高速道路交通警察隊
問 い 合 わ せ 先 : 同 上
備 考 :